令３－２肢ア

第１　肢の結論

誤っている。

第２　甲の罪責

１．問題の所在

甲は，警察署の敷地内に駐車中の捜査用車両のナンバーを把握しようと考え，高さ２．５メートル，幅０．２メートルの同警察署の塀によじ登り，その上に立った。

塀は外部から敷地内への交通を制限するために設置され，内部をのぞき見ることができない構造であった。この場合，甲にいかなる罪責が成立するか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

甲に，建造物侵入既遂罪（１３０条）が成立する。未遂にとどまる（１３２条）とする肢は誤りである。

したがって，肢は誤り。

（２）理由

ア．「正当な理由なく」「建造物」

まず，警察署や警察署の敷地は，「建造物」にあたる。そして，甲は，「捜査用車両のナンバーを把握しようと考え」て塀に登っている。このような動機は，捜査に支障が出る動機である，したがって，「正当な理由はない」にもあたる。

イ．「侵入した」

問題は，甲は，塀の上に，よじ登りその上に立っただけであり，警察署の敷地に降りていない。したがって，「侵入した」とはいえず，「侵入」の現実的危険が発生したに過ぎないという意味で，未遂にとどまるのかという点である。

これについて，侵入したにあたると考える。理由は以下の通りである。

確かに，敷地に降りていない以上，侵入はしていないようにも思える。しかし，不当である。なぜなら，敷地に降りてしまうと，逃走が難しくなると考えられる。ナンバー把握という目的達成後，逃走のことまで考えると，塀に降りないという判断も犯人にとって合理的である。このような場合に，未遂にとどまるとして，刑を軽くする余地を認めることは，法益保護や，国民の処罰感情に照らし問題である。

建造物侵入罪の保護法益は，管理権者の意思である。塀の構造上，内部を見せない，見てはいけないという管理者の意思は明らかである。したがって，登った段階で，意思を侵害している。よって，法益侵害の結果が発生しているからである。

ウ．まとめ

以上，建造物侵入既遂罪の客観的構成要件に該当し，認識もあるので，故意（３８条１項）もある。よって，甲には，建造物侵入既遂罪が成立する。

以上